

加須市 暴力団排除 条例

概要

制定の 目的

第1条

この条例は、暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定め、市民の安全と平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

暴力団排除活動は、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金等を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下にだれもが、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにすることを基本理念として推進します。

基本 理念

第3条

条例の 内容

(1) 市の責務 (第4条)

市民及び事業者の方々と協力し、さらに埼玉県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(2) 市民等の責務 (第5条)

市民の皆様には、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動の取り組みに努めるようにお願いします。

事業者の皆様には、暴力団を利することにならないよう努めるようにお願いします。



(3) 市の事業における措置 (第6条)

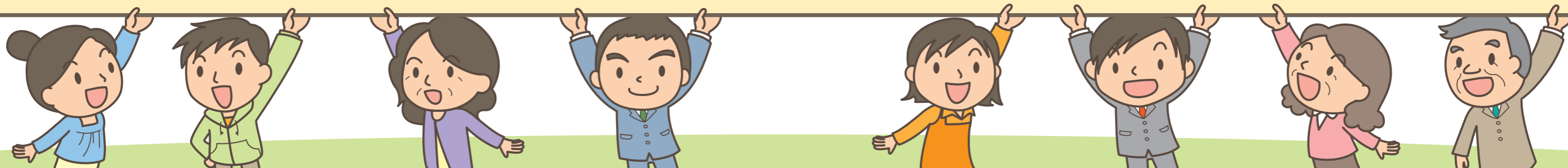
市は、その公共工事その他の事業により暴力団を利することとならぬよう必要な措置を講じます。

(4) 市民等に対する支援 (第7条)

市は、市民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行います。

(5) 青少年に対する教育のための措置 (第9条)

市は、その設置する学校において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じます。



加須市暴力団排除条例

暴力団対策法で 禁止している 27の行為

暴力団対策法では、暴力団員が暴力団の威力を示して次のような行為を行うことが禁止されています。
このような行為があった場合、下記の連絡先にご相談ください。

- ① 口止め料を要求する行為
- ② 寄附金や賛助金等を要求する行為
- ③ 下請参入等を要求する行為
- ④ みかじめ料を要求する行為
- ⑤ 用心棒料等を要求する行為
- ⑥ 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- ⑦ 不当な方法で債権を取り立てる行為
- ⑧ 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- ⑨ 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為
- ⑩ 不当な金融商品取引を要求する行為
- ⑪ 不当な株式の買取り等を要求する行為
- ⑫ 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為
- ⑬ 不当な地上げをする行為
- ⑭ 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
- ⑮ 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為
- ⑯ 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為
- ⑰ 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為
- ⑱ 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為
- ⑲ 交通事故等に示談に介入し、金品等を要求する行為
- ⑳ 因縁を付けての金品等を要求する行為
- ㉑ 許認可等をすることを要求する行為
- ㉒ 許認可等をしないことを要求する行為
- ㉓ 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為
- ㉔ 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為
- ㉕ 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為
- ㉖ 公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為
- ㉗ 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為



埼玉県警察本部 ☎ 048-832-0110 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 加須警察署 ☎ 0480-62-0110 加須市大門町19番53号
 公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
 ☎ 048-834-2140 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 加須市役所 加須市暴力排除推進協議会 ☎ 0480-62-1111 (内線272)